

特定供給の許可について

(趣旨)

第3弾改正電気事業法において、経済産業大臣は、特定供給の許可に際して、あらかじめ、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。なお、供給する電気の容量が1万kW未満の場合の特定供給の許可に係る権限は供給場所を管轄する経済産業局長に委任されている。

今般、九州経済産業局に対してなされた特定供給の許可申請1件について、許可をすべきか否か、当委員会において検討を行った結果を踏まえて、九州経済産業局長へ回答する意見について御検討いただく。

主なポイント

1. 特定供給の許可の流れについて

資源エネルギー庁又は経済産業局は、特定供給の許可申請を受け付けた場合、許可要件の充足審査を行うとともに、電気事業法第66条の10の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。委員会は、意見を述べた時は、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣又は経済産業局長は、委員会の意見を聴取した上で、許可の可否を判断する。なお、申請書の受付から許可までの標準処理期間は2週間である。

2. 特定供給の許可申請に係る意見について

今般、九州経済産業局から、新日鐵住金株式会社による福岡県北九州市における検診所に対する特定供給の許可申請1件について、委員会への意見聴取が行われている。

電気事業法第17条第3項に定められた特定供給の許可要件、及び「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20150312資第3号）における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該特定供給の許可申請について、許可をすべきと考えられるため、資料6-1により各経済産業局長に意見を回答することに関し、御検討いただく。